

栃木県知事 福田富一様

2013年5月22日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林年治

前栃木県議会議員 野村せつ子

## 4月の降霜・低温による被害果樹農家への支援についての申し入れ

今年4月中下旬の降霜・低温により、全国3位の収穫量を誇る特産のナシなど果樹農産物が、総額17億9千8百万円余の(20日現在)の被害を受けました。ナシは例年より開花が早かったことも災いして、めしべが落ちて実がならなかったり、実にヒビや傷ができるなど深刻な被害が生じました。被害総額の99%がナシで、県産ナシの産出額(62億円)のおおむね3割が失われることとなります。

日本共産党栃木県委員会は、大田原市や宇都宮市などのナシ農家から話を聞くなど調査を実施しましたが、生産者の多くが、防霜ファンをまわしたり、タイヤを燃やすなど必死の対策を取ったにもかかわらず被害を受けており、被害農家は「ナシの樹を見ることさえ苦痛」というほどのショックをうけています。さらに共済加入農家も4割程度で、加入していても補てん額が少なく、生産を断念する農家が出ることも懸念されます。

県は、20日に「栃木県農漁業災害対策特別措置条例」の適用を決定、約5千8百万円を補正予算に計上することです。については、同条例にもとづく補助事業等をより被害農家の実情にかみあったものに改善することをはじめ、さらなる手厚い支援に踏み出すよう、下記のとおり申し入れます。

### 記

1. 栃木県農漁業災害対策特別措置条例に基づく農薬購入費、樹勢回復肥料購入費、被害果実の選果作業費等の補助事業について、要件緩和と補助率の引き上げを行うこと。
2. 災害経営資金利子補給補助金について、要件の緩和、補助率の引き上げとともに、3年程度の償還据え置き期間を設定するなど、改善すること。
3. 防霜ファンの電気料は、使用しない月も基本料を払う仕組みになっており、被害農家にとって重い負担となる。電気代を補助する事業を創設すること。
4. 農業共済の適用と早期支払いを促進するとともに、共済制度が生産費を十分にまかなえるものとなるよう補てん制度をつくること。
5. 共済未加入農家に見舞金を支給するなどの支援を検討すること。
6. 国に天災融資法の弾力的運用を求めるなどの支援を要請すること。
7. 市町と連携し、各種税や介護保険料などの減免・猶予措置をすみやかに実施すること。

以上